

市民意見公募を実施します

条例・計画案へ皆さんの意見をお寄せください

市は、次の4つの条例・計画をより良いものにするため、それぞれの案に対する皆さんの意見を公募します。

条例・計画案の閲覧期間や意見の提出方法などは、別表のとおりです。詳しくは、別表に記載の問い合わせ先へ。

洪川市犯罪被害者等支援条例(仮称)

犯罪被害者やその遺族・家族の受けた被害の早期回復・軽減などを図り、支援を総合的に推進するため、条例の制定を予定しています。

第4期洪川市健康増進計画

健康づくりを総合的に推進し、健康寿命の延伸を図るため、第4期計画の策定を予定しています。

第2期洪川市スポーツ推進計画

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営める社会の創出を目指すため、第2期計画の策定を予定しています。

第3次洪川市観光基本計画

旅行形態の変化や、旅行ニーズの多様化に柔軟に対応した観光振興に取り組むため、第3次計画の策定を予定しています。

(別表)

| 条例・計画案名 | 洪川市犯罪被害者等支援条例(仮称) | 第4期洪川市健康増進計画 | 第2期洪川市スポーツ推進計画 | 第3次洪川市観光基本計画 |
|---------|---|--|---|---|
| 閲覧・募集期間 | 12月15日～1月13日(金) (閉庁日を除く) | 12月21日(水)～1月20日(金) (閉庁日を除く) | 12月16日(金)～1月16日(月) (閉庁日を除く) | |
| 閲覧場所 | 市役所本庁舎(市民ホール前)、第二庁舎(2階入口)、各行政センター、市ホームページ ※各担当課(問合せ先を参照)の窓口でも閲覧できます | | | |
| 提出方法 | 意見と必要事項を所定の様式(閲覧場所と市ホームページにあります)に記入し、郵送、ファクス、Eメールまたは直接提出先へ | | | |
| 提出先 | 市民協働推進課(〒377-8501・石原80・FAX②6541・ shiminkyodo@city.shibukawa.gunma.jp) | 市保健センター(〒377-0007・石原6-1・FAX②1037・ kenkoh1@city.shibukawa.gunma.jp) | スポーツ課(〒377-8501・石原80・FAX②2132・ sports@city.shibukawa.gunma.jp) | 観光課(〒377-8501・石原80・FAX②2132・ kankou@city.shibukawa.gunma.jp) |
| 問合せ先 | ■市民協働推進課 (☎②2463) | ■市保健センター (☎②1321) | ■スポーツ課(☎②2241) | ■観光課(☎②2873) |

※提出された意見に対する市の考え方を、市ホームページなどに掲載します(意見以外の個人情報などは公表しません)。また、意見に対する個別の回答はしません。